

一般社団法人建築防水安全品質協議会定款

平成24年 2月28日 作成

平成 年 月 日 認証

平成 年 月 日 設立

一般社団法人建築防水安全品質協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人建築防水安全品質協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、建築防水の安全性の確保、品質の向上、環境負荷の低減等を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 防水技術、防水材等に関する企画、開発、研究、提言及びコンサルタント事業
- 2 建築防水の品質向上と管理に関する調査、研究、指導、提言及びコンサルタント事業
- 3 防水に関する技術者、施工者の安全性の向上と環境負荷の低減に関する事業
- 4 防水施工、防水加工等の生産性向上のための企画、開発、研究、指導、提言及びコンサルタント事業
- 5 各種講演会、研修会、セミナー等の教育に関する企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都中野区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した建築関係者
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は總會の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は總會において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員はいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第 11 条 会員がその氏名又は名称、代表者の氏名、住所の変更のあったときは、遅滞なく、書面にて当法人に届出なければならない。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第 12 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他

の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 19 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 理事のうち、当法人の業務を執行する理事として副代表理事を選定することができる。

(選任等)

第 22 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長及び副代表理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務権限)

第 23 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事がその職務を代行し、執行する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第 25 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1 当該理事の配偶者

2 当該理事の三親等以内の親族

3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

4 当該理事の使用人

5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第 27 条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(報酬等)

第 29 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 31 条 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解職

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

(理事会への報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 40 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第 42 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類に関しては報告し、第3号及び第4号の書類に関してはその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 48 条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第10章 専門委員会等

(部会及び委員会)

- 第51条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、専門委員会等を設置することができる。
- 2 専門委員会等の委員長、その他の委員は、会員の中から理事会が選任する。
 - 3 専門委員会等の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

- 第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年2月28日までとする。

(設立時役員)

- 第53条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	鶴田 裕
設立時理事	野澤 正志
設立時理事	三原 徹
設立時代表理事	鶴田 裕
設立時監事	三原 希望

(設立時社員)

- 第54条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

千葉県船橋市東船橋五丁目17番14号

設立時社員 鶴田 裕

東京都杉並区荻窪一丁目7番13号

設立時社員 野澤 正志

東京都中野区新井一丁目34番14号

設立時社員 三原 徹

(法令の準拠)

第 55 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人建築防水安全品質協議会の設立のため、設立時社員鶴田裕、同野澤正志、同三原徹の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 2 4 年 2 月 2 8 日

設立時社員 鶴田 裕

設立時社員 野澤 正志

設立時社員 三原 徹

定款作成代理人 行政書士 林 洋志